業務の運営に関する規程

株式会社メディウェル 代表取締役社長 中村 知廣

第1 求 人

1. 本所は、「専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、サービスの職業」に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員等による求人である場合には受理しません。

- 2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール又はインターネットの利用でも差し支えありません。
- 3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4. 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介 の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

- 1. 本所は、「専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、サービスの職業」に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
 - 但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、電話、 郵便、ファクシミリ、電子メール又はインターネットの利用でも差し支えありません。
- 3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める方法によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4. 求職申込みに関して、一切費用はかかりません。

第3 紹 介

- 1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。但し、 紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明 示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致 しません。
- 7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 紹介手数料の返還

1. 本業務により入職した求職者が、本人の自己都合により退職又は本人の重大な過失の責により解雇された場合には、求人者は当社に次の通り本業務の報酬の返還を求めることができます。

- ① 入職後1か月以内の退職等:本業務の報酬の100%
- ② 入職後3か月以内の退職等:本業務の報酬の50%
- ③ 入職後6か月以内の退職等:本業務の報酬の10%
- 2. 但し、以下の事由に起因する場合はこの限りでございません。
 - ① 就業に際する労働条件と内定時労働条件が異なった事に起因する退職等
 - ② 本人の死亡等不測の事態による退職等
- 3. 本業務により入職した求職者の退職等に際し、求人者による報酬の支払前であっても、本支払いに関わる債権 債務関係は消滅しません。但し、当該求職者に係る報酬から、本条第1項の返還額を控除した残額を支払うもの とします。

第5 その他

- 1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。 また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から 6 か月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6. 本所の取扱職種の範囲等は、「専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、サービスの職業」です。
- 7. 本所の紹介により就職した者(無期雇用契約に限ります。)に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を 行いません。
- 8. 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

(2024年9月1日 改訂)

手 数 料 表

	_
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	10,000円 手数料負担は、求人者とします
求人の申込を受理した時以降、求人者に 提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における該当 求職者の年間賃金の200% 手数料負担は、求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に 対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における該当 求職者の年間賃金の200% 手数料負担は、求人者とします
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000円 活動1日当たり 30,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における該当 求職者の年間賃金の200% 手数料負担は、求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における該当 求職者の年間賃金の40% 手数料負担は、関係事業主及び求人者とします

※上記手数料に消費税は含みません

<u>許可番号 01―ユ―010052</u>

株式会社メディウェル 北海道札幌市中央区北1条西5丁目2 興銀ビル9F

個人情報適正管理規程

- 1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介部門の職員とする。 個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者(※1)とする。
- 2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り 扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

3. 1の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4. 個人情報の取り扱いに関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者(※1)とする。

株式会社メディウェル 代表取締役社長 中村 知廣

(※1) 事業所ごとに、弊社が届出を行っている職業紹介責任者は次の通りです。

札幌事務所 川津 優樹

仙台事務所 東谷 嘉宏

東京事務所 大隅 亮

名古屋事務所 二之湯 元貴

大阪事務所 杉沢 章匡

広島事務所 仙石 直也

福岡事務所 河村 和明